

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月12日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年６月２３日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日時 令和７年３月２１日（金） 午後８時００分頃
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市下稲吉１９９３番２地先
- ３ 相 手 方 （住所） XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- ４ 事故の概要 市が管理する市道８－０３２８号線、下稲吉１９９３番
２地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運
転する車両の右側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ９９，３０８円
相手方 ９９，３０８円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債
務関係がないことを確認する。